

埼玉県介護人材採用・育成事業者認証制度検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 人材育成等について優れた取組を行っている介護事業所を認証し、介護人材の確保・定着等を図るため埼玉県介護人材採用・育成事業者認証制度検討委員会（以下「委員会」という）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、埼玉県介護人材採用・育成事業者認証制度について検討を行う。

(構成委員等)

第3条 委員会は、別表の団体等をもって構成する。ただし、必要に応じて関係者を出席させることができる。

2 委員会には議長を置く。議長は福祉部高齢者福祉課長の職にある者とする。

(開催等)

第4条 委員会は、議長が招集し、開催する。

2 委員会は、適宜開催する。

(事務局)

第5条 委員会の事務局は、福祉部高齢者福祉課に置く。

(秘密の保持)

第6条 高齢者福祉課長は、会議の議事のうち必要に応じて、公表しない事項を定めることができる。

2 委員は、会議において知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(その他)

第7条 その他、委員会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年12月22日から施行する。

別表

- ・ 埼玉県介護福祉士会
- ・ 埼玉県介護福祉士養成校連絡協議会
- ・ 埼玉県介護老人保健施設協会
- ・ 埼玉県在宅福祉連絡協議会
- ・ 埼玉県社会福祉協議会
- ・ 埼玉県社会福祉協議会福祉人材センター
- ・ 埼玉県認知症グループホーム・小規模多機能協議会
- ・ 埼玉県老人福祉施設協議会
- ・ 埼玉労働局職業安定部職業安定課

(五十音順)